

総合事業通所型サービス 重要事項説明書

中津川市 介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けています。
(指定番号 第 2171501063 号)

当事業所はご契約者に対して通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「事業対象」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....
2. 事業所の概要.....
3. 事業実施地域及び営業時間.....
4. 職員の配置状況.....
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....
6. 苦情の受付について.....
7. 重要事項説明書付属文書.....

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 和敬会倶楽部
法人所在地	岐阜県中津川市苗木4002番地
電話番号	0573-62-1250
代表者氏名	理事長 上田 範子
設立年月日	平成16年7月6日

2. 事業所の概要

施設の種類	指定介護予防通所介護施設 平成26年7月18日指定 第2171501063号 ※当事業所は特別養護老人ホームふくろうの杜に併設されています。
施設の目的	介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）は規定に従い、住み慣れた地域から通所し、入浴、食事、送迎、リハビリ、レクリエーション等を通して創意工夫することにより、ご契約者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むために、身体的・精神的な機能低下を予防することができるよう、支援することを目的とします。
施設の名称	デイサービスセンター ふくろうの杜
施設の所在地	岐阜県中津川市苗木4002番地
電話	0573-62-1237
FAX	0573-62-1238
管理者	岡本 健
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターが作成した介護予防サービス支援計画書に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。このことにより、ご契約者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営み、身体的・精神的な機能の低下を予防することを目指します。・ご契約者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供するよう努めます。・明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。
開設年月日	平成26年7月18日
利用定員	18人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 中津川市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月～土
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時20分～午後4時30分
休業日	日、12月31日～翌年1月3日 管理者が特に必要と認めた日

※基本となる利用時間は、7時間以上8時間未満となります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約書に対して指定介護予防通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護職員	2名以上	2名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名
6. 管理栄養士	1名	1名

《主な職種の勤務体制》

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30
2. 看護職員	勤務時間 8:30～17:30
3. 機能訓練指導員	勤務時間 9:20～16:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--------------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担していただく場合 |
|--------------------------------------------------------|

の二通りがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・昼食 12:00～13:00

②入浴

- ・入浴を行います。一般浴槽または機械浴槽（チェア浴槽、寝台浴槽）を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の希望により機能訓練指導員（または看護師）により、ご契約者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、その減退を防止するための訓練や生活的リハビリテーションを実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
※（ただし通常の事業実施地域外からのご利用の場合には、交通費実費をご負担いただきます。）

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）＊

別紙の料金表のとおり、ご契約者の要支援度に応じたサービス料金から市町村が定める単価を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービス利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

別紙の利用料金に対して、ご契約者の負担額は、各要支援度区分に応じた支給限度基準額であれば、原則1割～3割となります。

- ・市町村からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事に関する費用

当事業所が提供する食事・おやつを食べられる場合は、一日あたり別紙料金表に基づいた費用をいただきます。

②レクリエーション活動、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動及びクラブ活動に参加していただくことができます。その場合、外食費や交通費、材料費等の実費を負担していただく事があ

ります。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ、尿取パッド、紙パンツ等；自費

④複写物の交付

ご契約者またはご家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要する場合には実費をご負担いただきます。

⑤ご契約者の都合により施設送迎時間よりも遅くからのご利用または早めに帰宅される場合につきましては、御家庭での送迎をお願いします。

⑥その他

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに下記の方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | | |
|----|------------------------------------------------------------------------------|
| ア、 | ふくろうの杜窓口での現金払い |
| イ、 | 指定口座への振込み
振込先口座 十六銀行 中津川支店 普通預金口座 1 5 4 5 2 0 6
社会福祉法人 和敬会倶楽部 理事長 上田範子 |
| ウ、 | 自動引き落とし (お手持ちの金融口座から対応させていただきます) |

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照) *

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、総合事業通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担額相当)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協

議します。

(5) その他必要書類

○初回ご利用の前、または長期間ご利用を中断された後の再利用時には、所定の様式の健康診断書を作成していただきます。作成費は利用者様のご負担となります。

○介護保険証(初回利用時と更新認定のつど)と医療保険証(初回利用時と変更時)をご提示いただきます。

6. 苦情の受付について(契約書第22条参照) *

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [職名] 通所課課長 岡本 健

○苦情解決責任者 [職名] 統括施設長 上田範子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

(2) 第三者委員 [担当] 鈴木智雄

当施設では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

中津川市介護保険室	所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番1号 電話番号 (0573)66-1111 FAX (0573)66-0634 受付時間 午前8時30分～午後5時
岐阜県国民健康保険団体連 合会 介護保険課	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 電話番号 (058) 275-9825・9826 FAX (058) 275-7635 受付時間 午前8時30分～午後5時